

1. 動画を利用した「民法基礎演習」

野口昌宏

1. 授業のねらい

(1) 学生にとって民法の勉強は難しい

「民法」は、法学部に入学した学生は必ず学ばなければならない科目のひとつである。学生にとって、民法の理解が難しいといわれるのは、第一に、民法は、1,000条以上もあって量的に膨大であることである。法学部では、民法の配当科目は、数科目（十数単位）に渡りしかも1年生から3年生まで長い期間を学ばなければならない。大東文化大学の法律学科では、3年間で合計24単位の科目（ただし親族・相続法は選択科目）を学ぶことになっている。しかも、講義では、社会経験の乏しい学生にとっていきなりテクニカルで見たことも聞いたこともない専門的法律関係を学ぶのであるから、その学習は難しいと思って当然である。

第二は、学説がたくさん出てくることも理解を難しくしている。高校時代では教室で教わったことを暗記すればよかった面もあったが、ひとつの問題に学説が多数出てきたとき、どの学説が正しいのか、これさえ覚えればよいというものが見えてこない。

このことは法律の学習全般に言えることであるが、大学に入学して民法を学び始めてからどうも良く判らないという気持ちをもつ学生が少なくないのは、このような性格の学問を高校時代に全く学んだことがない新しい分野であることに気付かないで漠然と勉強していることに由来している。

(2) 「民法基礎演習」で民法の全体像を把握する

民法は、行政法、商法、経済法などの法律に対する一般法的な意味を持っているために民法の理解は他の法律の理解に多くの影響がある。民法嫌いな学生を作らないための教育として、民法の専門科目の勉強をスムーズにするために、手っ取り早く民法の全体像を把握させることが必要であろう。

ITを利用した講義の目標は、論理的思考の訓練を受けていない今の学生にとっては、民法のパンデクテン方式による規定によって分類されている制度（（民法を一定の概念化・体系化したドイツ民法を継承したことから、事案との関連性が二次的とならざるを得ない一種の概念法学で、民法総則・物権法・債権法・親族法・相続法という分類）や各規定のテクニカルな法律関係を断片的に知識だけを専門として教えるのではなく、現在の民法の規定の体系をある程度分解して、各制度は独立していると同時に相互に関連しているという理解の仕方を判らせる（複合的理解）。また専門科目を学ぶ前提として、理解しておくべき問題についてモデルケースを

取上げて、民法がどのように関わっているか民法全体をイメージさせるために、事案との関連で帰納的に考えることで、民法が規定する守備範囲と体系の全体を理解させることによって、民法に対する興味と学習に対する動機付けをしようとするものである。

「民法」は、法学部に入学した学生は必ず学ばなければならない科目のひとつである。規定が1,000条以上にわたり量的に膨大であることから、学生にとっては実際の社会における法的問題を現実に即して具体的に分析して、これに民法を適用して問題解決の方向を推論することが難しい。通常の授業における教科書と配布資料による一方的な法的知識の伝達ではなく、たとえばビデオによる具体的な紛争のモデルケースを授業またはWeb上で提供して、モデルケースから自ら解決に必要な法的思考を学び問題発見能力と適用法令を検討して、民法の基礎知識と問題解決のための法適用などいわゆる法的思考能力を修得する。

2. 授業運営のためのシナリオと動画の利用

私が担当する「民法基礎演習」は、2学年に配当され4単位（通年）、1時間（90分）の選択科目で、今年度は26名が履修している。

講義では、民法の専門科目の勉強をスムーズにするために、手っ取り早く民法の全体像を把握させて、ひとつの法律問題には民法の多くの規定が関連することを理解させることを目標にして、民法を学ぶ際に理解しておくべき問題について実際の社会で発生する具体的な事例をモデルケースとして取上げて、事案との関連で提起された問題を帰納的に考えることで、民法が規定する守備範囲と民法の体系全体を理解させる。さらに個々の問題について一般法と多くの民事特別法との関連を理解させることによって、これらの法が実際の社会の中で問題解決のためにどのように機能しているかを理解させることをテーマとしている。民法の体系と特別法との関連を学び問題解決のために自から適用法令を探し検討することによって、民法に対する興味と学習に対する動機付けをしようとするものである。

本講義では、具体的な事例から法的な問題を発見し、民法の規定が問題解決にどのように機能しているかその基礎知識を学びつつ適用法令や判例を探り、自ら問題解決を試みる方法として、売買契約の事例を参考に取上げる。具体的な授業の進め方としては、最初に売買契約に関する紛争ビデオ（下記のビデオのシナリオを参照）を学生に示して、各单元ごとに設問を示しながら民法上の問題点がどこにあるかという検討から問題解決のための適用法令の検討までを一連の流れとして数週間継続してすすめる。すなわち、ビデオモデルの売買契約に関連して、①民法には契約に関して種々の制度や規定が存在しつつその制度や規定が互いに関連しあっていること（民法を内から考える）、②さらに具体的な社会生活の中で、契約の特殊な事項について民法と異なる規定や民法に盛り込めなかった細かな規定など民法を修正する特別法の優先的な

適用方法を理解させ（民法を外から考える）、売買契約の具体的な事例を教材として取上げて、一般法である民法の規定と多くの特別法が、ひとつの契約事実に関して様々な形で関連しあっていることを理解させる。

①に関連して、民法555条（成立）、176条（所有権の移転時期）、570条（瑕疵担保責任）、415条（債務不履行）、95条（錯誤）、96条（詐欺・脅迫）、709条（不法行為）などの関連規定、②に関して、不動産登記法、借地借家法、消費者契約法、特定商取引法、宅地建物取引業法などである。

民法の基本的な契約法の講義の後、下記に例示するような流れでケースビデオを見て、問題点の分析、適用法令や判例を調べて解答するように、あらかじめ用意された設問に解答を作成しながら次の設問に進む方法で演習を行なう。1つのテーマのケースビデオの授業進行は、概ね以下の流れになる。

現在市販されている民法の教科書には事案との関連で民法を総合的に理解させるように書かれたものもあるが、学生が使用する教科書として適当なボリュームと価格を要求される教科書には多くの特別法と判例や事例解説を掲載することは不可能である。また受講生にとって講義の際に配布される資料だけでは、そこから民法の体系的理解と問題解決思考のプロセスを理解するには不十分である。教科書と判例などの配布資料だけでは民法の全体との関連を知ることが難しいからである。

また、演繹的な論理的思考に慣れていない最近の学生に対しては、帰納的な講義方法として具体的な事例や判例などを取り上げることになるが、講義ではある程度の量の資料提供とその解説のために相当の講義時間が必要となる。しかし講義に多くの内容を盛り込むには限界があり、学生にとっても週1コマ（90分）の講義の中で考えることばかりが増えて十分な理解には時間が足りないという事態にもなる。

そこで民法基礎演習では、民法の具体的問題を通じて、現実に起こる紛争法的解決のための思考方法を習得させる立場から、問題の発見（問題点の分析能力）、規範適用のための民法や特別法および関連判例の調査、正しい判断と利益考量などの思考能力の育成、およびその学習過程での法的知識の習得について、法的紛争をシナリオとしたケースビデオを学生に提供し、ビデオ教材を利用して自ら学び問題発見と解決のための法創造的思考能力を養うことを検討する。たとえば、ある売買契約の交渉場面とその後の債務不履行に伴う契約解除および損害賠償請求の交渉過程、あるいは家族法の親子関係のトラブルなどのビデオを提供し、それに関して各項目ごとに設問を設けて、その設問したがって解答を作成するという方法を通じて、具体的な事例における問題点の分析・整理、解決のため必要な適用法令の調査と法的な理論の組立て、対立する意見の判定、解決のための原則の適用方法を学ぶことによって法的思考能力を養う。

ITを利用した講義の目標は、具体的問題について法的問題解決のプロセスを習得させ、必要な特別法及び判例をデータベース化し、さらに問題点の分析と判例の事実関係を整理した図解を提示するなどして、ひとつの問題を総合的に考えさせて理解させる。またこれらの教材を事前事後の学習目的としてWebサイトに掲載して提供することも可能である。

3. IT活用方法

(1) 資料提供の効率化

具体的事例や判例による帰納的な講義を行なうためには、具体的な判例や事例解説などある程度の量の資料提供と学生にとって学習のために相当の時間が必要である。この必要な相当の時間をどのように合理的に確保するか問題であろう（実際に学生の授業終了後の放課後は、アルバイトやクラブ活動に費やされて学習の時間がなく、予習復習は結局夜中の時間帯に確保することが多い）。

例示として、民法と特別法との関係の理解の仕方について述べると、今日では各種の契約における一般法と特別法の関係では、民法の契約の基本原則に対して特別法と判例による新たな契約法理へと傾斜しつつある。たとえば、①公益的な観点（公共事業、医師法）、消費者保護（情報や専門的知識の偏在）、契約当事者の合理的な契約意思の判断（書面の交付、契約内容の明確化、重要事項説明義務）などに関する特別法による契約成立や内容に対する規制などがあげられよう。

現在学生のための適当なボリュームと価格を要求される教科書に多くの特別法と判例や事例解説を掲載することは不可能である。また学生にとって講義の際に配布される資料だけでは、そこから民法の体系的理解とまして一般法である民法では解決できない場合の特別法や判例による問題解決思考のプロセスを理解するには不十分である。

(2) 動画を利用した学習

契約における法的問題の発見と解決のための根拠を探るために、社会経験の乏しい学生にとって、ケーススタディー用ビデオを作製して、ウェブサイトで提供するかあるいは講義で見て問題点の法的分析と適用法令や判例を考えながら民法を学習する。

ビデオによりある契約交渉の場面を作成して事例問題を解かせることによって、その事例を通じて原告と被告の両方の立場から問題点と解決の法的根拠、法解釈を考えさせる。ビデオによる契約交渉の場面を検討させることによって、問題点の把握と法の解釈適用の場面を具体的にイメージして学ぶことができる。このようなプロブレムメソッドは、自分で問題を考えてみる学習方法や条文、判例、学説などを自ら学ぶ学習態度を涵養する。

以下に、自学自習を目的として学生に提供する動画（ビデオ）のシナリオを例示する。

* 動画資料（ある不動産売買契約に関する交渉のシナリオ）

A不動産㈱は、C地所（株）の仲介で、買主B企画㈱に対して本件不動産を売却することになり、2006年4月20日に買主Bは売主Aに対して本件不動産を代金3000万円で買受ける旨の「買付証明書」を発行した。その後のA社（売主）の課長とB社（買主）の課長との交渉場面。

A社（売主）の課長：

A社は、C地所（株）から「第三者Dが資金調達のために本件不動産を売りたがっている。その土地をB社が購入予定であるが、B社は本件土地を購入予定であるが本年9月の決算まで本件土地を購入できないので、同年10月には確実に買うからそれまでの短期間A社で本件不動産一時的に購入して所有しておいて欲しい。」と頼まれて不動産を購入したのである。

しかも、B社からはこのように「買付証明書」の交付も受けている。

そこでA社は、Bから「買付証明書」の交付を受けた10日後の同年4月30日にB社に「売渡承諾書」を送付したので、この売買契約は申込と承諾の合致によって成立している。したがって代金3000万円を支払って欲しい。

B社（買主）の課長：

B社は、最初から本件土地を購入するつもりはありません。

B社は、C地所（株）から「A社が銀行融資を受けるために必要なので、便宜上買付証明書の名義人になって協力して欲しい」と頼まれたから、好意でこれに応じたのだけです。

Aの課長：

そのような話ははじめて聽きましたよ。それではB社は購入する意思が無いのに「買付証明書」を発行したのですか。B社がA社から買受けるかのような言動をしなければ、わが社はC地所（株）の仲介で第三者から本件不動産を買受けることはしなかった。

Bの課長：

C地所（株）によるA社が銀行融資を受けるために必要であるとの話が事実ではなかったとしても、そもそも「買付証明書」と「売渡承諾書」が作成され交付されただけで、売買契約は成立していません。

しかも、本件「買付証明書」については、事前に当事者間で売買の交渉が行なわれたこ

とは全くなかったのです。

仮に、A社は、B社が本件不動産を買受ける意思がないのに「買付証明書」を発行したものであることに善意であったとしても、本件売買契約が成立したものとすることはできないです。

Aの課長：

売買契約は、当事者の合意のみで成立するのですから、本契約は相互で買付証明書と売渡承諾書という書面まで交換しているので、契約は合意したのは当然です。

A社は、その後仕方なく本件年不動産をE社に2500万円で売却せざるを得なくなつた。

そこで、B社は、当初の購入価格3000万円と売却価格2500万円の差額の500万円の損害につき、債務不履行もしくは不法行為による損害賠償義務がありますよ。

Bの課長：

本件不動産売買契約は意思表示の合致はなく、契約は成立していないのであるから、B社は何ら債務を負うものではなく、損害賠償責任も負うものではない。

設問1：

A社の課長とB社の課長の主張を整理して、契約上の問題点を整理せよ。

設問2：

契約は、申込みと承諾によって成立するとされているが、B社の意思表示は「申込み」とみられるか。

設問3：

A社の「売渡承諾書」の送付によって両当事者の意思表示の合致があったといえるか。

設問4：

不動産取引における売買契約の成立のための合意とは、契約内容の大筋の項目（目的物、代金、引渡し時期、手付金の額など）の合意で足りるか、意思表示の合致の要件は何か。

設問5：

A社とB社の間に、契約成立の要件に該当する事実が存在するか。

設問6：

「買付証明書」と「売渡承諾書」の効力について、判例はどのような態度か。判例を調べてみよう。

設問7：

大阪高判平成2年4月26日判例時報1383号131頁／判例タイムズ725号162頁を検討せよ。

参考判例：東京地判昭和63年2月29日判例タイムズ675号174頁

設問 8 :

仮に、本契約交渉が、B社による契約交渉の一方的破棄である場合には、A社とB社の法律関係をどのように考えることができるか。

4. 教育効果と課題

学生にとって民法を学ぶとき、民法の理論的命題をかかげてそこからの演繹を中心として進める授業では、教科書に書いてあることは暗記を中心にフローするしかないと考える学生が少なくない（法律学では暗記が必要な部分はある）。そこで、講義で必要とする多くの資料についてマルチメディアを利用して、シラバスによる講義のテーマにしたがって必要な多くの資料を体系的に整理して学生に提供することが可能である。また社会経験の乏しい学にとってケーススタディ用ビデオを見ることによって、現実の法律関係を理解しそれと民法の規定とがどのように適用されるのかを具体的に理解することができる。たとえば、高校時代に友人から本代や昼食代を借りた経験しかない学生に、債権の担保として抵当権設定契約というテクニカルな法律関係は教科書を読んだだけで理解することは難しい。ケーススタディ用ビデオで民法を学ぶことによって社会生活を知ることにもなる。

ウェブサイトの利用により、90分の講義に参加して終わりという学習あるいは暗記のみを中心とした学習から、これらのマルチメディアを利用して民法の学習に興味を抱く動機付けによって民法嫌いの学生をなくす試みが必要であろう。

しかし、これらの資料の作成と提供には、多くの時間と労力を必要としており、担当教員が一人で作成するには限界がある。学内の教材作成支援体制と学外のサイバーキャンパス・コンソーシアム体制の支援が必要である。

2. 西洋政治史における IT 利用

瓜生 洋一⁵

1 現在の利用状況

現在、私は、東松山校舎214番教室において、1, 2年生を対象に西洋政治史を講義している（登録者数約170名）。西洋政治史の講義において、IT 装置の利用、特にビデオプロジェクターの利用は、不可欠といえる。歴史を具体的に講義する上で、図像その他の提示は、現在の学生にとっては、当然のこととなっているからである。昨年度までは、教室で提示した提示ファイルのみを Y ドライブ上にアップロードし、1週間後には新規ファイルと交換していた。その上